

答申第222号（諮問第217号）

「群馬県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）」の公文書部分開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

群馬県教育委員会が行った決定は妥当ではなく、別紙（え）欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年8月25日付けで、「群馬県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 開示決定期間の延長

実施機関は、平成29年9月11日、本件請求に対して開示決定等の期間を延長し、その理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（延長の理由）

開示された内容の確認に時間を要するため。

3 実施機関の決定

実施機関は、平成29年10月26日、本件請求に係る公文書について、平成24年度における「教職員による体罰報告書」、「教職員による体罰（不適切な指導）調査書」、「事情聴取」及び「反省文」と特定し、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、当該公文書の一部を開示しない理由を、別紙（う）欄のとおり付して、請求人に通知した。

4 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として平成29年11月18日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月26日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

6 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、平成30年1月2日付け反論書を作成し、実施機関に提出した。

7 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成30年2月21日、本件審査請求事案の諮問を行った。

8 意見書の提出

請求人は、条例第32条の規定に基づき、平成29年1月25日付け意見書を作成し、審査会に提出した。

第3 争点（非開示情報該当性について）

本件処分では非開示とされた情報が、条例第14条第2号又は同条第6号に該当するか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

今回部分開示を受けた公文書の部分開示範囲は、群馬県情報公開条例及び関連する各裁判所の判決等に照らし、違法な非開示部分を含むものであるため、本件処分を取り消し、変更するとの決定を求める。

(2) 条例第14条第2号本文該当性について

ア 各判決においては、学校において教師が行った体罰は、加害教師に関しては、「職務の遂行に係る情報」とであると認定され、「通常他人に知られたいとみられる」公務員のプライバシーではないとされている。プライバシー型の条例を有する各自治体の教育委員会では、体罰事故報告書の学校名、校長名、加害教師名等は原則公開とされてきている。非公開が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部にすぎない。

イ 公務員の職務遂行情報については、「当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については「個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」であつても公開せねばならないはずである。それは、司法判断において「通常他人に知られたいとみとめられる」公務員のプライバシーではないとされ、公開が求められているものであるから、公にしても、当該公務員の「公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に侵害するおそれのあるもの」とはいえない。

ウ 各種の判決・答申においては、プライバシー型の規定を採用している地方公共団体の条例の「特定の個人を識別できる情報のうち、他人に知られたいもの」と情報公開法その他の「特定の個人を識別できる情報から、ただし書イ、ロ、ハを除いたもの」等の個人識別型とで個別の情報の取扱いに実質

的に大きな差異をつけてはいない。個人識別型の規定においても、公務員の氏名等の公開が争われた判決で、「公務員の職務の遂行に関する情報は「個人に関する情報」に該当しない」とした例がある（最高判平成15年12月18日）。よって、個人識別型の条例をもつ自治体においても、体罰事故報告書においては教員名も含めて公開されるべきである。

エ 体罰加害教員の氏名が本人のプライバシーではなく、開示されることはそもそも条例及び判例が予定しているところであり、教員名等の非開示は認められない。加害教員の識別可能性を理由とした市町村名、教育長名、学校名、校長名、公印の印影、文書番号、教職員名等の非開示は認められない。その他学科名、コース名、発生場所、大会名、病院名などが非開示とされている部分がある。その他条例に照らして違法な非開示範囲が他にもあれば、全て開示されるべきである。市町村名の非開示など、関連判決を真摯に理解した上での非開示決定とは到底思われない。区域内に学校がひとつしかなくとも、それで児童生徒が識別される事にはならない。市町村教委名を非開示とする理由にはならない。

オ 被害児童生徒が特定されるのではないかという点について検討すると、各判決に照らして非開示が認められるのは原則として被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみである。これらを除けば、「特定の個人が識別されるもの」とはいえないし、裁判所の判断も同様である。各司法判断は、個人特定のための「他の情報」については、「一般人基準」を取ることを求めている。学校名や教員名を開示すると被害児童生徒が特定されるとの考えは各判決で否定されている。本件処分では、「地域住民等であれば保有している情報」を照合可能な情報とし、それを非開示理由としているが、これは、「一般人基準」をとらず、「特定人基準」をとるものであり、判決を否定するものである。

カ 加害教員が懲戒処分や訓告等を受けたことや受ける可能性があることは保護されるべきプライバシーであるところ、事故報告書で氏名を開示すると、本人が訓告等を受けたことも明らかとなるので非開示とするということかと思われが、この点も各司法判断で論点とされたものであり、それが明らかになることの是非は担当裁判官も十分理解した上で教員名まで開示せよと判断しているのである。

キ 体罰事故報告書自体には懲戒処分の内容は記されておらず、別の文書において懲戒処分の内容を開示しているとすればそれは実施機関の判断なのであるから、体罰事故報告書の氏名開示それ自体がプライバシー侵害にはならず、それを理由に条例第14条2号該当とすることは不当である。非開示情報はあくまで当該文書に記されているものでなければならず、懲戒処分等に関する記述がないのに、それを理由に非開示とするのは条例解釈の誤りである。

(3) 条例第14条第2号後半該当性について

「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人のカルテや著作物など高度なセンシティブ情報に限られるのであるから、そのようなものを含まない部分に

は適用されない。実際の記述内容に照らしてそうした例外的な事例（病歴など）があればそれに限って非開示とすれば足りる。本条項は乱用されると危険な条項であるだけに、慎重に判断されるべきである。「反省文の内容」なる部分に実際に記載されているものが保護に値するものかどうかインカメラ審理で実質的に判断されなければならない。単にそうした表題のもとに書かれた文書というだけで形式的に判断されてはならない。

(4) 条例第14条第6号該当性について

「反省文の内容」の非開示理由として、条例第14条第6号該当がいわれているが、各判決で否定されている。「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」および「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」の解釈として「客観的判断」や支障の程度の「実質性」、「おそれ」の「抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される」ことなどに照らし、主観的形式的抽象的に主張されているにすぎず、認められない。既に教員名を開示している多くの自治体で同様の事態が続出して「事務の適正な遂行に支障」や「公正かつ円滑な人事の確保に支障」が生じていることはない。実名を公開したら支障が生じるというのは憶測であり、体罰教員が実名公開されるのは体罰抑止という「事務の適正な遂行」に資するものである。

2 実施機関の主張要旨

(1) 公文書の特定について

本件請求に係る公文書を平成24年度における「教職員による体罰報告書」、「教職員による体罰調査書」、「教職員による不適切な指導調査書」、「事情聴取」及び「反省文」と特定した。

(2) 群馬県情報公開条例における開示・非開示の解釈について

ア 条例第13条は「次条に規定する場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と定めている。

イ 条例第14条では「開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合は、当該公文書を開示してはならない。」と定めている。

ウ 同条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報は、原則として非開示としている。当該情報には、単独では特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより識別可能となるものも含まれる。照合の対象となる「他の情報」としては、公知（周知）の情報や、図書館などの公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手しうる情報が含まれる。さらに、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。

エ 同条第2号後半では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を定めており、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認

められたりするものがこれに該当する。

オ ただし、法令等の規定により公にすることが予定されている情報、あるいは、当該個人が公務員である場合において、当該公務員個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合も除いては、個人に関する情報としては非開示とはしないこととしている。

カ 同条第6号は、県の機関等が行う人事管理に係る情報についての情報を公にすることで、当該事務の性質上、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非開示とすることを規定している。

(3) 条例第14条第2号本文該当性について

本件請求に係る公文書として特定した各文書に記載されている以下の情報を、条例第14条第2号本文に該当する非開示情報に当たるとして、非開示とした。

ア 加害教員氏名について

体罰事故報告書等には懲戒処分等の内容は記載されていないものの、実施機関への当該報告書等の提出は、当該加害教員が何らかの懲戒処分等を受ける、又は受ける可能性があることを明らかにすることと同義である。そのような情報は、当該、加害教員の不名誉かつ恥ずべき事実であり、氏名が公にされることにより、保護者や地域等からの信頼を失う結果となり、当該教員は法的な処分以上に事実上の不利益を被ることが考えられる。さらに、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させることになるため、加害教員氏名を開示することは、当該教員の私生活上の権利利益をも害するおそれがある。したがって、加害教員氏名は条例第14条第2号ハに該当すると判断した。

イ 学校名について

校種を除く学校名の一部を非開示としているが、被害児童生徒の特定を避けるためである。学校名を開示することが被害児童生徒の特定につながる可能性は低いが、被害児童生徒と同じ学校に通う児童生徒及び保護者や近隣住民等が入手可能な情報と照合することにより、また、開示されている体罰等の発生日時、被害児童生徒の学年、学級、性別、部活動名、さらには、体罰等の情報と照合することにより、被害児童生徒が相当程度、絞り込まれることとなる。加えて、既に明らかになっている体罰等を行った教員の年齢、性別、校務分掌に関する情報と合わせると、被害児童生徒との関係も明らかになり、被害児童生徒の特定につながる。

ウ 校長名について

校長名について開示した場合、近年の高度な情報化社会の状況を踏まえると、仮に校長名をインターネット等を用いて検索した場合、体罰等が発生した学校が容易に特定でき、さらには、学校名から被害児童生徒の特定にもつながることから、当該情報は個人識別情報に該当すると判断し、非開示とした。

エ 市町村名について

開示した公文書では、体罰等が発生した学校の校種を明らかにしている。本県においては、小学校・中学校が1校しか設置されていない自治体があるこ

とから、市町村名を開示することにより、自ずと学校名が明らかになってしまいうため、当該情報は非開示情報であると判断した。

また、全ての市町村名を非開示としたことについては、小学校・中学校が1校しか設置されていない自治体のみを非開示とすることにより、そのこと自体が開示と同じ結果をもたらすからである。

オ 教育長名について

市町村教育委員会の教育長名については、開示した場合、県教育委員会がホームページ上で公開している情報等との照合により、体罰等が発生した市町村を容易に特定することができる。市町村が特定されることにより、学校名及び被害児童生徒の特定につながるおそれがあるため、当該情報を非開示とした。

カ 文書番号について

文書番号は原則として開示したが、その一部に学校名及び市町村名を識別できる情報が含まれている場合には、当該部分を非開示とした。

キ 公印の印影について

公印の印影には、学校名及び市町村名が記載されているため、当該情報を非開示とした。

ク 教職員名について

加害教員でない教職員の氏名を開示することにより、被害児童生徒と同じ学校に通う児童生徒及び保護者や近隣住民等が入手可能な情報と照合することにより、学校名が特定されるおそれがあるため、当該情報を非開示とした。

ケ 学科名について

特殊な学科を設置している学校があるため、他の情報と照合することにより、学校名を識別することが可能となる。特に、被害生徒が複数、かつ、それぞれが異なる学科に所属しているような事案においては、当該学科名を開示した場合に、県内の高等学校一覧等、他の情報と照合することにより学校名を特定することができるため、当該情報を非開示とした。

コ 発生場所・病院名について

校内で合宿等を行う施設の名称の一部を非開示としたが、当該情報は、学校固有の名称を持つことから識別性が高い情報である。また、病院名は被害児童生徒の居住地や学校区の特定につながる。さらに、遠征先の会場名の住所、名称を非開示としたが、既に開示されている体罰等が発生した日時、部活動名及び校内外の部活動関係者が所有する情報等と照合することにより、学校名の特定が可能となるため、当該情報を非開示とした。

サ 大会名について

本県から当該大会に出場した学校は限られており、既に開示されている体罰等が発生した日時、部活動名から、大会関係者に問い合わせることにより学校名が特定できることから、当該情報を非開示とした。

(4) 条例第14条第2号後半該当性について

反省文の内容について

反省文の内容は、個人の心情が包み隠さず記述される性質のものであり、個人の人格と密接に関連するものである。このような情報が公にされることとなれば、個人の利益を害するおそれがあるため、当該情報を非開示とした。

(5) 条例第14条第6号該当性について

反省文は、加害教員が自らの行為を素直に振り返り、今後の自分の行動の在り方や児童生徒との関わり方等について、反省の弁とともに記載するものである。したがって、公にされることが前提となると、必要以上に不特定多数の読み手を意識し、本心を記載することを躊躇したり、体裁ばかりを整えることに腐心したりするおそれがある。このことは、反省文の本来の目的から逸脱することとなり、適正な人事管理事務に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第6号に該当すると判断した。

3 反論書における請求者の主張

(1) 弁明書の記載理由は既に判例で否定されているものばかりである。一定の条例解釈や法的争点について判断が示されている場合、第一に行政が従うべきは、自身の独自の解釈ではなく、「公表基準」などという内部規定でもなく、司法判断であることは常識である。個別事件を踏まえた司法判断は、まさに体罰事故報告書という特定の文書において情報公開の法解釈が示されているものであるから、そこでの判断が優先することは明らかである。

(2) 実施機関はインターネットを利用した個人識別性を論じているが、その様な主張も既に司法判断の場で被告が出しており、かつ判決では認められていないものである。また司法判断は児童生徒の特定可能性につき、「一般人基準」をとっているところ、一般人の立場からすれば、ネット情報をもとにしても、児童生徒を特定することはできない、ということである。そもそもインターネット検索によっても、一般人にとっては、関係児童生徒の名簿などは入手不可であり、よって児童生徒を特定することはできない。教員については、そもそも氏名を公開すべきなので、この論点は関連がない。他の多くの自治体の教育委員会では公開している学校名や教員名について、これらを公開しているからといって、児童生徒が特定され問題となったという事件は知る限り生じていない。

第5 審査会の判断

1 争点（非開示情報該当性について）

(1) 本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、「群馬県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）である。実施機関は、本件請求に係る公文書を平成24年度における「教職員による体罰報告書」、「教職員による体罰（不適切な指導）調査書」、「事情聴取」及び「反省文」と特定し、その一部を条例第14条第2号及び6号に該当するとして非開示とする決定を行った。これに対し請求人は、決定を不服とし、その取消しを求めている。

このため、審査会において本件公文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件請求に係る公文書の非開示情報該当性について検討する。

(2) 条例第14条第2号の趣旨及び解釈

ア 条例第14条第2号（以下「本号」という。）本文前半は個人のプライバシーは、個人の尊厳に直接関わる権利であるため、明らかに個人のプライバシーに関する情報と判別できる場合に限らず、特定の個人を識別できるものは、原則として非開示とする方式を採用している。

本号本文前半が規定する「特定の個人を識別できるもの」には、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」が含まれ、これは、他の関連情報等と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

イ そして、本号本文前半の規定する「特定の個人を識別できるもの」に該当するか否かの判断においては、特定の立場にある者が有する情報又は入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーに関わる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合は格別、そのような事態にまで至らない場合には、特定の立場にある者が有する情報又は入手し得る情報との照合により個人が識別されるかではなく、一般人を基準として、通常の方法により入手し、又は入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り、「特定の個人を識別できるもの」に該当するとして、非開示とすべきものと解される（平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号）参照）。

ウ 本号本文後半は、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められたりするものがあり得ることから、補充的に非開示情報として規定したものである。

エ 更に、本号ただし書イからハマまで、個人の権利利益を侵害せず非開示にする必要のないもの、及び個人の権利利益を侵害しても開示することによる公益が優先するため開示すべきものを、例外的事項として限定列挙している。

(3) 本件非開示情報の条例第14条第2号への該当性について

特定された各文書には、実施機関が非開示とした別紙（い）欄の各情報が記載されていることから、以下、非開示とされた各情報の条例への該当性について検討する。

ア 被害児童生徒の氏名及び住所について

被害児童生徒の氏名及び住所については、本号本文前半に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

イ 被害児童生徒の保護者の氏名、被害児童生徒以外の生徒氏名及び通報人の氏名について

被害児童生徒の保護者の氏名、被害児童生徒以外の生徒氏名及び通報人の氏

名については、本号本文前半に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

ウ 加害教員の氏名について

(ア) 加害教員の氏名については、加害教員の個人情報としては、本号本文前半に該当するものの、本号ただし書ハに該当するため、非開示とすべきでないことになる。

しかしながら、本件請求では、被害児童生徒の個人情報の関係でも、本号の該当性を検討する必要がある。

なぜなら、加害教員の氏名が開示された場合には、既に開示されている本件請求に係る公文書において体罰等の発生年月日、被害児童生徒の学年、学級、性別、部活動名及び体罰等の発生状況が記載されていることからすると、体罰事案発生当時当該学校に在籍していた児童生徒やその保護者、関係者等が入手あるいは入手しうる情報と照合することによって、被害児童生徒個人を識別することができると考えられるからである。

(イ) この点、加害教員の氏名は、一般人を基準として、通常の方法により入手し、又は入手し得る情報と照合することによって、被害児童生徒を識別することができる情報であるとは認められないため、上記(2)イの「特定の立場にある者が有する情報又は入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーに関わる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合」に該当するか否かを以下で検討する。

(ウ) 既に開示されている本件請求に係る公文書には、被害児童生徒が体罰等を受けた回数や態様に関する事実、及び、加害教員が体罰を行うことを決意するに至った被害児童生徒側の言動や態度（授業や部活動に真摯に取り組んでいない等）や体罰を受けた後の被害児童生徒の反省の状況等が克明に記載されている。これらの被害児童生徒に関する記載は、被害児童生徒の名誉、能力及び人格に関わる情報であり、被害児童生徒にとって極めて秘匿性の高い情報である。

そのため、加害教員の氏名を開示することによって被害児童生徒が特定された場合には、体罰等の直接の被害を受けた上に、学校や地域において、体罰等を受けた当該児童生徒にも非があるのではないかといった偏見や好奇の目にさらされるという二次被害を被ることも想定されうる。そうした事態になれば、被害児童生徒は、心に深い傷を負い、周囲の者への不信を募らせるなど人間関係を構築する上での支障が生じたり、自己肯定感を喪失するなど、心身の発達において回復し得ない深刻な事態を招くおそれがあることを否定できない。

(エ) 上記事情を踏まえると、これらの文書において、加害教員名を開示することにより被害児童生徒が識別されることとなった場合、被害児童生徒の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その

回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる。

(オ) したがって、本件請求に係る各公文書に記載された加害教員の氏名は、被害児童生徒の関係で、本号本文前半の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」に該当すると判断すべきであり、かつ、本号ただし書のいずれにも該当するとは認められないため、実施機関が非開示としたことは妥当である。

エ 加害教員の住所について

体罰を行った教職員の住所については、本号本文前半に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

オ 学校名について

学校名については、上記ウの加害教員の氏名と同様の理由により、被害児童生徒の関係で、本号本文前半の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、本号ただし書のいずれにも該当するとは認められないため、実施機関が非開示としたことは妥当である。

カ 学校名を特定できる情報について

学校名を特定できる情報である、校長名、市町村名、教育長名、文書番号、公印の印影、教職員名、学科名、発生場所、病院名及び大会名が非開示とされている。これらの情報についても、上記ウの加害教員の氏名及びオの学校名と同様の理由により、被害児童生徒との関係で、本号本文前半の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、本号ただし書のいずれにも該当するとは認められないため、実施機関が非開示としたことは妥当である。

キ 反省文の内容について

反省文に記載されている加害教員の反省又は謝罪は、加害教員個人の人格に密接に結びつくものであり、公務員の職務遂行に関する情報であるということは困難である。よって、本号本文後半に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

しかし、反省文の中の一部の記載については、報告事案に関する事実の記載であると認められるところ、それらは加害教員の反省又は謝罪などの加害教員個人の人格に密接に結びつくものではないことから、公務員の職務遂行に関する情報である。よって、報告事案に関する事実の記載であると評価できる別紙（え）欄記載の部分については、本号本文前半に該当するものの、ただし書ハに該当することから、開示することが妥当である。

2 結論

以上のことから、本件請求に係る公文書について、その一部を条例第14条第2号及び第6号に該当するとして非開示とした決定は、別紙（え）欄において開示すべきとした部分については開示すべきであるが、その余の部分については、非開示とすることが妥当であると判断した。

また、請求人はその他種々主張するが、本答申の判断を左右するものではない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年 2月21日	諮問
平成30年 3月15日 (第68回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
平成30年 5月25日 (第69回 第二部会)	審議
平成30年 7月20日 (第70回 第二部会)	審議 (実施機関の口頭説明)
平成30年 9月 5日 (第71回 第二部会)	審議
平成30年10月10日 (第72回 第二部会)	審議
平成30年12月21日 (第73回 第二部会)	審議
平成31年 2月13日 (第74回 第二部会)	審議
令和 元年 5月16日	答申

別紙

(あ) 公文書の件名	(い) 非開示とした部分	(う) 非開示とした理由	(え) 開示すべき部分
教職員による体罰報告書	被害児童生徒氏名・住所	【条例第14条第2号該当】 開示することにより、特定の個人が識別されるため。	なし
	体罰を行った教職員住所		なし
	被害生徒住所		なし
	被害児童生徒の保護者氏名		なし
	被害児童生徒以外の生徒氏名		なし
	通報人の氏名		なし
	学校名の一部	【条例第14条第2号該当】 地域住民等であれば保有している情報及び他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することが可能となるため。	なし
	校長氏名(印影含む)		なし
	市町村名	【条例第14条第2号該当】 小学校・中学校がそれぞれ1校しか設置されていない自治体があり、特定の学校及び個人の識別が可能となるため。	なし
	市町村教育長氏名(印影含む)		なし
	体罰を行った教職員氏名	【条例第14条第2号該当】 職務遂行に関する情報ではあるが、教職員氏名を開示することにより、当該教職員が懲戒処分等を受ける又は受ける可能性があることが明らかとなり、個人としての権利利益を不当に害するおそれがあるため。	なし
	文書番号の一部	【条例第14条第2号該当】 文書番号に市町村名や学校名の一部が用いられており、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することが可能となるため。	なし
	被害児童生徒の所属する学科名及びコース名	【条例第14条第2号該当】 特徴的な学科及びコースを設置している学校があるため、他の情報と照合することにより、学校名及び特定の個人を識別することが可能となるため。	なし
	体罰(不適切な指導)の発生した場所の一部	【条例第14条第2号該当】 地域住民等であれば保有している情報及び同じ文書にある他の情報と照合することにより、学校名及び特定の個人を識別することが可能となるため。	なし
	練習試合の相手校名の一部		なし
開校記念式典で講演を行った劇団名		なし	
児童養護施設名の一部		なし	
被害児童生徒の過去における問題行動の内容	【条例第14条第2号該当】 個人を識別することはできないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため。	なし	

	体罰(不適切な指導)を行った教職員以外の教職員氏名	【条例第14条第2号該当】 職務遂行に関する情報ではあるが、地域住民等であれば保有している情報及び他の情報と照合することにより、学校名及び特定の個人を識別することが可能となるため。	なし
	市町村教育委員会事務局職員氏名	【条例第14条第2号該当】 地域住民等であれば保有している情報及び他の情報と照合することにより、市町村名、学校名及び特定の個人を識別することが可能となるため。	なし
教職員による体罰(不適切な指導)調査書	被害児童生徒氏名・住所	【条例第14条第2号該当】 開示することにより、特定の個人が識別されるため。	なし
	体罰を受けた児童生徒以外の児童生徒氏名	【条例第14条第2号該当】 開示することにより、特定の個人が識別されるため。	なし
	学校名の一部	【条例第14条第2号該当】 地域住民等であれば保有している情報及び他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することが可能となるため。	なし
	校長氏名(印影含む)	【条例第14条第2号該当】 開示することにより、特定の個人が識別されるため。	なし
	市町村名	【条例第14条第2号該当】 小学校・中学校がそれぞれ1校しか設置されていない自治体があり、特定の学校及び個人の識別が可能となるため。	なし
	市町村教育長氏名(印影含む)	【条例第14条第2号該当】 職務遂行に関する情報ではあるが、教職員氏名を開示することにより、当該教職員が懲戒処分等を受ける又は受ける可能性があることが明らかとなり、個人としての権利利益を不当に害するおそれがあるため。	なし
	体罰を行った教職員氏名	【条例第14条第2号該当】 職務遂行に関する情報ではあるが、地域住民等であれば保有している情報及び他の情報と照合することにより、学校名及び特定の個人を識別することが可能となるため。	なし
	体罰(不適切な指導)の発生した場所の一部又は全部	【条例第14条第2号該当】 地域住民等であれば保有している情報及び同じ文書にある他の情報と照合することにより、学校名及び特定の個人を識別することが可能となるため。	なし
	練習試合の相手校名の一部	【条例第14条第2号該当】 職務遂行に関する情報ではあるが、地域住民等であれば保有している情報及び他の情報と照合することにより、学校名及び特定の個人を識別することが可能となるため。	なし
	大会名の一部	【条例第14条第2号該当】 職務遂行に関する情報ではあるが、地域住民等であれば保有している情報及び他の情報と照合することにより、学校名及び特定の個人を識別することが可能となるため。	なし
	病院名の一部	【条例第14条第2号該当】 職務遂行に関する情報ではあるが、地域住民等であれば保有している情報及び他の情報と照合することにより、学校名及び特定の個人を識別することが可能となるため。	なし
	体罰(不適切な指導)を行った教職員以外の教職員氏名	【条例第14条第2号該当】 職務遂行に関する情報ではあるが、地域住民等であれば保有している情報及び他の情報と照合することにより、学校名及び特定の個人を識別することが可能となるため。	なし
	市町村教育委員会事務局職員氏名	【条例第14条第2号該当】 地域住民等であれば保有している情報及び他の情報と照合することにより、市町村名、学校名及び特定の個人を識別することが可能となるため。	なし

事情聴取	学校名の一部	「教職員による体罰報告書」 と同様	なし
	被害生徒氏名		なし
	体罰を行った教職員氏名		なし
	体罰を行った教職員以外の 教職員氏名		なし
	体罰の発生した場所の一部		なし
	練習試合の相手校名の一部		なし
	前任校名の一部	【条例第14条第2号該当】 地域住民等であれば保有し ている情報及び他の情報と 照合することにより、市町村 名、学校名及び特定の個人 を識別することが可能とな るため。	なし
反省文	反省文の内容	【条例第14条第2号該当】 反省文の内容は個人の人格と密接に関係するものであり、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため。 【条例第14条第6号該当】 反省文の内容を開示した場合、今後自己の都合の悪い内容や具体的な内容を反省文に記述しなくなり、適正な人事管理事務に支障を及ぼすおそれがあるため。	【平成24年7月30日等に発生した事案(剣道部)にかかる反省文】 1～10行目
			【平成24年11月6日に発生した事案(バレーボール部)にかかる反省文】 1行目 2行目(29から32文字目までを除く) 3行目(26及び27文字目を除く) 4から6行目 7行目(4及び5文字目を除く) 8行目
			【平成24年11月4日に発生した事案(ハンドボール部)にかかる反省文】 1行目(37から39文字目までを除く) 2行目(1から5文字目までを除く) 3～5行目4文字目まで
			【平成24年11月頃に発生した事案(トイレ清掃)にかかる反省文】 1～2行目19文字目まで
	学校名の一部	【条例第14条第2号該当】 職務遂行に関する情報ではあるが、教職員氏名を開示することにより、当該教職員が懲戒処分等を受ける又は受ける可能性があることが明らかとなり、個人としての権利利益を不当に害するおそれがあるため。	なし
氏名		なし	
自筆署名		なし	